

消費生活 出前講座のご案内

消費生活に関する知識の普及や消費者トラブルの未然防止などのため、区内の町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループが主催する講座や講演会に講師を派遣します。是非ご利用ください。

<対象となる団体>

町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループ



<申込方法>

派遣を希望する場合は、講演内容の確認、講師の選定、日程の調整等を行う必要がありますので、原則として派遣希望日の2ヶ月前までにご連絡ください。

なお、会場の用意、受講者の募集は申込者が行なってください。

(夜間や休日の講演も対応可能です。)

<費用>

講師への謝礼が必要な場合は区が負担します。

<講演内容(例示)>

- 未公開株詐欺など、いろいろな悪質商法の手口や被害と対処法

東京都消費生活総合センターの「出前寄席」(落語、漫才、コント)と

悪質商法の講座を合わせて利用することもできます。

- エンディングノート
- 保険、金融商品のかしこい選び方
- クレジットの仕組みや多重債務、自己破産
- 最近の消費者相談事例について など

その他の内容についてもご相談ください。



問い合わせ(申込)先

中央区消費生活センター

〒104-8404 中央区築地 1-1-1

電話 3546-5332 (直通)

ファクス 3546-9557